

品川区立学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱

制定 平成 27 年 12 月 1 日教育長決定
品川区教育委員会要綱第 26 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日教育長決定
品川区教育委員会要綱第 40 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区立小学校、中学校、義務教育学校および幼稚園（以下「学校等」という。）におけるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動および職員（学校等に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の職員に対し精神的・身体的苦痛を与える言動をいう。
- (3) ハラスメント セクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントをいう。
- (4) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより、職員の勤務環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(教育長の責務)

第 3 条 品川区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 教育長は、ハラスメントに関する相談および苦情（以下「相談・苦情」という。）の申出、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(校長等の責務)

第 4 条 校長および園長は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(研修等)

第 5 条 教育長は、ハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 職員から相談・苦情を受け、事実関係を調査し、必要な措置を行うため、教育委員会事務局に相談窓口を設置する。

2 教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）は、相談窓口にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（相談員の選任）

第7条 教育次長は、相談窓口の相談員を以下のとおり選任する。

- (1) 相談員は、常勤の一般職員の内から選任する。
- (2) 相談員は、少なくとも男女1名ずつ選任する。
- (3) 相談員のうち、係長級職員を少なくとも1名充てる。

（相談員の職務）

第8条 相談員は、ハラスメントに関する事案（以下「事案」という。）について、職員から相談・苦情を受け、当該職員に対し適切な指導・助言を行う。

2 相談員は、被害者、ハラスメントを行ったとされる職員及びこれらの関係者から事情聴取を行うことができる。

（相談・苦情の申出）

第9条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、すべての職員が上司、校長および相談窓口（相談員）のいずれかに対しても行うことができる。

2 申出の方法は、面談、電話または文書によることとする。

（プライバシーの保護等）

第10条 相談員は、相談・苦情に対応するに当たって、職員のプライバシーに十分配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。

（事実関係の調査）

第11条 相談窓口は、相談員、校長又は相談室から事案の報告を受けたとき若しくは職員から直接相談・苦情を受けたときは、事実関係を明らかにするため、速やかに必要な調査を行わなければならない。

2 当該事案の関係者は、相談窓口の調査に協力しなければならない。

（措置の決定）

第12条 相談窓口は、公正な調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて、次に掲げるものその他の措置を講じる。

- (1) 被害者と加害者との関係の改善に向けての支援
- (2) 被害者の勤務条件上の不利益の回復
- (3) 加害者に対する人事管理上の措置

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、教育委員会事務局教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。